

《補助金 事務手続きの流れ》

* 市民農園整備促進法に基づく「認定」、又は特定農地貸付法に基づく「承認」、
若しくは都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）に基づく「承認」後

交付申請

- 提出期日 開設予定日の 30 日前まで
- 提出書類 「補助金等交付申請書」（規則様式第 1）
「事業計画書」
収支予算書
安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書（要綱様式第 1）
- 添付資料 位置図（1/2500 都市計画基本図）
公図又は土地整理図
施設の計画平面図
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
事業費の見積書の写し
* 認定通知の写し（市民農園整備促進法による場合）
* 承認通知の写し（特定農地貸付法、又は都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）による場合）

交付決定

市 ⇒ 申請者 「補助金等交付決定通知書」

事業実施

実績報告

- 提出期日 次の期日の早い方
開設後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日
- 提出書類 「補助事業等実績報告書」（規則様式第 4）
「事業報告書」
- 添付資料 写真
事業費の請求書及び領収書の写し

交付請求

- 提出期日 市で実績報告内容を確認後
- 提出書類 「補助金等交付請求書」（規則様式第 6）

運営状況報告

（5 年間 毎年度末までに「運営状況報告書」を提出）